

村山市ネーミングライツ事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市の新たな財源を確保し、市民サービスの向上と地域経済の活性化を図るため、ネーミングライツ事業を実施することについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 法人等 法人その他の団体をいう。
- (2) ネーミングライツ 市が所有する公共施設の愛称を決定する権利をいう。
- (3) ネーミングライツパートナー 市と契約を締結してネーミングライツを付与された法人等をいう。
- (4) ネーミングライツ事業 市がネーミングライツを法人等に付与し、その対価（以下「ネーミングライツ料」という。）を得るための事業をいう。

(基本的な考え方)

第3条 ネーミングライツ事業は、市が所有する公共施設の設置目的、市が実施する事業等に支障を生じさせない方法により実施するとともに、対象となる公共施設の公共性を考慮し、社会的な信頼性及びネーミングライツ事業の推進における公平性を損なわないように実施しなければならない。

2 ネーミングライツ料については、該当施設において市民を対象とした公演や教室、イベント等を開催するために要する費用や該当施設の維持管理に要する費用に充てるものとする。

3 市は、ネーミングライツ事業の契約期間中は、当該ネーミングライツ事業の対象施設の名称として愛称を使用するものとする。ただし、条例に規定されている公共施設の名称については、変更しないものとし、必要に応じて条例に規定されている名称を使用することができるものとする。

(対象施設)

第4条 ネーミングライツ事業の対象となる施設は、スポーツ施設、文化施設、公園その他市が所有する公共施設又はその一部（以下「対象施設」という。）とする。ただし、市がネーミングライツ事業にふさわしくないと認める施設は対象外とする。

2 ネーミングライツ事業に係る対象施設の選定は、市長が行う。

(規制する業種又は法人等)

第5条 次に掲げる業種又は法人等は、ネーミングライツパートナーとなることができない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類似する業種
- (2) 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条第1項に規定する貸金業種（銀行法（昭和56年法律第59号）第2条第1項に規定する者を除く。）
- (3) ギャンブルに関する業種（当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）に規定する宝くじに係るものを除く。）
- (4) 私的な秘密事項の調査に関する業種
- (5) 法律の定めのない医療類似行為を行う業種
- (6) 村山市暴力団排除条例（平成24年条例第1号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団員等

- (7) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続をしているもの（更生計画又は再生計画が裁判所に承認された場合を除く。）
- (8) 国税及び地方税を滞納しているもの
- (9) 各種法令に違反しているもの
- (10) 行政機関から行政指導を受け、改善がなされていないもの
- (11) 政治性又は宗教性のあるもの
- (12) 本市から入札に係る指名停止の措置を受けているもの
- (13) 前各号に掲げるもののほか、市長がネーミングライツパートナーとして適当でないと認めたもの

（愛称の使用期間）

第 6 条 愛称を使用することができる期間は、原則として、3 年以上 5 年以下とする。ただし、指定管理者制度導入施設については、指定管理者による指定管理の期間を考慮し、適切な期間を設定することができる。

（愛称の条件）

第 7 条 愛称は、公共施設にふさわしいものであって、親しみやすさ、呼びやすさ等の観点から市民の理解が得られるものであり、かつ、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 通常使用する漢字、片仮名、平仮名又はアルファベットにより表記することが可能なもの。
- (2) 第三者の商標権、著作権、パブリシティ権、キャラクター権等の知的財産権を侵害するおそれのないもの。
- (3) 原則として、ネーミングライツ事業の契約期間中に愛称の変更がないもの。
- (4) 次のいずれにも該当しないもの。
- （ア）政治又は宗教に関するもの。
- （イ）暴力又は犯罪を助長するおそれのあるもの。
- （ウ）残酷又はわいせつな印象を与えるもの。

（募集）

第 8 条 市長は、ネーミングライツ料その他募集に必要な事項について定めた募集要項を作成し、市のホームページ、広報等への掲載等により広く募集するものとする。

（応募）

第 9 条 ネーミングライツ事業に応募しようとする法人等は、村山市ネーミングライツ事業申込書（様式第 1 号）に、次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 同意書兼誓約書（様式第 2 号）
- (2) 応募者の事業概要等を記載した書類（会社概要やパンフレット等）
- (3) 直近 2 事業年度分の決算報告書（貸借対照表や損益計算書等の財務諸表）
- (4) 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）
- (5) 直近 1 事業年度分の国、県及び市税の納税証明書
- (6) 委任状（代理人を置く場合に限る。）
- (7) その他市長が必要と認める書類

(優先交渉権者の決定等)

第 10 条 市長は、前条の規定による応募があったときは、村山市ネーミングライツパートナー審査委員会において、その内容を審査の上、優先して市と交渉する権利を有する者（以下「優先交渉権者」という。）を選定するものとする。

2 市長は、前項の規定により優先交渉権者を決定したときは、選定結果を応募した法人等に通知し、優先交渉権者と契約に係る必要事項について協議を行うものとする。

3 市長は、前項の規定による協議が整わなかったときは、次点順位の応募者を優先交渉権者として選定し協議を行うことができるものとする。

(契約)

第 11 条 市長は、前条第 2 項又は第 3 項の規定による協議が整った場合は、当該優先交渉権者と契約を締結するものとする。

(費用の負担区分)

第 12 条 ネーミングライツ事業の実施に当たり、市は、市のホームページへの掲載及び広報等の発行に要する費用を負担するものとし、ネーミングライツパートナーは、看板及び標識等（以下「看板等」という。）の設置及び変更に要する費用を負担するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市及びネーミングライツパートナーは、協議により、同項に規定する費用の負担区分を変更することができるものとする。

3 応募及び契約締結に係る諸費用、契約期間の満了又は契約の解除に伴う看板等の原状回復に要する費用は、ネーミングライツパートナーが負担するものとする。

(ネーミングライツ料の納入)

第 13 条 ネーミングライツパートナーは、市が発行する納入通知書により、指定する期日までにネーミングライツ料を年度ごとに当該年度分を一括で納入しなければならない。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(契約の解除)

第 14 条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

(1) 指定する期日までにネーミングライツパートナーがネーミングライツ料を納入しないとき。

(2) ネーミングライツパートナーが第 5 条各号のいずれかに該当することとなったとき。

(3) ネーミングライツパートナーの社会的又は経済的信用が著しく失墜する事由が発生したとき。

(4) ネーミングライツパートナーの行為により施設等のイメージが損なわれるおそれがある場合など、ネーミングライツパートナーとして適当でないと認められるとき。

(5) ネーミングライツパートナーから契約解除の申出があったとき。

2 市長は、前項の規定により契約を解除したときは、村山市ネーミングライツ事業契約解除通知書（様式第 3 号）によりネーミングライツパートナーに通知するものとする。

(ネーミングライツ料の返還)

第 15 条 市長は、前条の規定により契約を解除したときは、既に納入されたネーミングライツ料を返還しないものとする。ただし、ネーミングライツパートナーの責めに帰さない事由により契約を解除したときは、納入済みのネーミングライツ料の全部又は一部を当該ネーミングライツパートナー

に返還できるものとする。

- 2 前項に規定するネーミングライツ料の返還については、当該年度に納入されたネーミングライツ料を契約解除する日の属する月までの月数に応じて返還するものとする。

(その他)

第 16 条 この要綱に定めるもののほか、ネーミングライツ事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 7 日から施行する。